

福岡市中小企業奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市中小企業奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、従業員への奨学金返還支援を行う中小企業等に対して、その経費の一部を補助することにより、福岡市内における中小企業等の人材確保と定着並びに就労の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同法上に規定のない法人等で別表第1に定める者をいう。

ただし、以下の者を除く。

① 国又は地方公共団体が出資等を行っている者。

② 次のアからエのいずれかに該当する者（みなし大企業）。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

エ その他、大企業が実質的に経営に参画していると市長が認めた者

(2) 本店 登記事項証明書に記載されている事業所をいう。

(3) 本社 事業所が単独である中小企業等においては、その事業所。事業所が複数ある中小企業等においては、事業や業務を管理、統括、運営する事業所をいう。

(4) 奨学金 従業員本人の名義で借り受けた学資金のうち、次のア、イのいずれかに該当するものをいう。

ア 別表第2に定めるもの

イ 国、地方公共団体等の出資又は募金等により無利子又は低廉な利率で貸し付けられているもの（アに規定する資金を除く。）であって、市長がアの学資金に準ずると認めたもの

- (5) 支援制度 中小企業等が、就業規則や賃金規程など明文化された規定（以下「内部規定等」という。）に基づき、奨学金を返還している従業員に対してその全部又は一部を支援する目的で現金（口座振込によるものも含む。以下同じ。）を年1回以上給付（以下「手当等」という。）すること、又は当該従業員に代わって奨学金の債権者に対して年1回以上直接送金（以下「代理返還」という。）することをいう。ただし、当該従業員が退職した場合に、当該従業員に対して既に支払われた手当等又は代理返還額の全部又は一部の返還義務を負わせるものは除く。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中小企業等が、支援制度に基づき従業員の奨学金返還に係る負担を軽減する事業とする。

（補助事業者）

第5条 この要綱に基づき補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号をすべて満たす中小企業等をいう。

- (1) 福岡市内に本店及び本社があること。
- (2) 支援制度を設け、実施していること（実施することが決定している場合を含む。）。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (4) 補助金の申請を行う年度（以下「補助申請年度」という。）において、国及び地方公共団体（福岡市を含む。）並びにその他民間団体等が実施する、中小企業等への奨学金返還支援を目的とした他の助成金等の交付を受けていないこと。（予定を含む。）

（対象従業員）

第6条 対象従業員は、補助申請年度において次の各号をすべて満たす者をいう。

- (1) 補助事業者において、正社員として雇用されていること。
 - (2) 奨学金を返還中、または返還開始予定であること。
 - (3) 勤務先が福岡市内の事業所であること。
 - (4) 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
 - (5) 補助事業者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。）である場合においては、当該個人事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が対象従業員以外の従業員と同様であると認められる者を除く。
- 2 前項の規定に関わらず、対象従業員とすることが適当でないとし市長が認めた者は除く。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業

の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象従業員へ支払う手当等の額
- (2) 奨学金の債権者への代理返還額

なお、上記経費の支払に要する振込手数料等は補助対象としない。

(補助額等)

第8条 補助対象経費のうち、補助額、補助率、会計年度の補助金上限額は、別表第3の通りとし、予算の範囲内で市長が決定する。

- 2 前項の規定により算出した補助金の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第9条 補助金の交付の対象となる期間は、補助事業者ごとに、補助申請年度の、最初の補助事業を行う月から最後の補助事業を行う月までとする。

(補助事業者の公募)

第10条 補助事業者は公募により募集する。

(補助金の交付申請)

第11条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長が別途通知する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴事項全部証明書(個人事業主の場合は、開業届の写し)
- (2) 支援制度に係る内部規定等(就業規則、賃金規程等)の写し
- (3) 対象従業員の雇用関係、雇用形態が確認できる書類(労働条件通知書、雇用契約書等)の写し
- (4) 対象従業員の勤務地が確認できる書類(労働者名簿等)の写し
- (5) 対象従業員の返還額等が分かる書類(返還明細書等)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第12条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、交付または不交付の決定を行う。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。
- 3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)

により、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(補助事業等の変更、中止又は廃止)

第 13 条 補助事業者が、申請内容の変更（支援制度の中止、廃止を含む。）を行う必要が生じたときには、市長が別途通知する日までに補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 4 号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前 2 項の申請があった場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで承認の可否を決定し、補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知を行う。

(申請の取下げ)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、補助の対象となる要件を満たさないとき、その他市長が必要と認めるときは、補助金交付取下書（様式第 6 号）により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、第 12 条の決定を受けた年度の補助事業が完了したときは当該会計年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日までに、補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 手当等による支援の場合は、給与明細書、賃金台帳など対象従業員に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し

代理返還による支援の場合は、支援対象者に代わり、奨学金の返還額の全部又は一部を機構等に代理返還した月ごとの実績が分かる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助額の確定等)

第 16 条 市長は、実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべき補助金額を確定し、補助金確定通知書（様式第 8 号）により、速やかに補助事業者に通知を行い、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助金の交付決定を受けた中小企業等が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は補助金の交付決定後にこの要綱に反するなど不適

当な事実が発生した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- 2 市長は、前項の取消を行ったときは、補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該中小企業等に通知する。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項の取消を決定した場合において、補助事業の取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日から15日以内の期限を定め、当該補助金の返還を命じることができる。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、その期限を延長することができる。

（立入検査等）

第19条 市長は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事業所に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

（帳簿等の保管）

第20条 市長及び補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

（暴力団の排除）

第21条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は経済観光文化局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の補助金の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

3 令和 11 年 3 月 31 日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

(中小企業者)	(下記のいずれかを満たすこと)	
業種区分	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 (⑤を除く)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業 (⑥⑦を除く)	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下
⑤ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
⑥ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
⑦ 旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
⑧ その他の業種 (上記以外)	3 億円以下	300 人以下
(その他の法人)		
⑨ 社会福祉法人、医療法人、学校法人	常時使用する従業員の数が上記③サービス業に準ずる者	

別表第 2（第 3 条関係）

名称等
独立行政法人日本学生支援機構の実施する奨学金（第一種奨学金及び第二種奨学金）
公益財団法人交通遺児育英会の実施する奨学金
一般財団法人あしなが育英会の実施する奨学金
都道府県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
地方公共団体の実施する母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度金）
地方公共団体の実施する奨学資金又は育英資金

別表第 3（第 8 条関係）

補助額	<p>1 手当等による支援の場合は、当該会計年度中に支払った以下の①、②のいずれか低い額に補助率を乗じた額</p> <p>① 対象従業員が返還した奨学金の額</p> <p>② 補助事業者が支援制度に基づき給付した額</p> <p>2 代理返還による支援の場合は、当該会計年度中に奨学金の債権者へ代理返還した額に補助率を乗じた額</p>
補助率	2 分の 1
会計年度の補助金上限額	50 万円